

## 行橋市教育委員会職員公益通報制度について

### (1) 公益通報を行うことができる職員

行橋市教育委員会がサービスを監督する県費負担教職員  
(行橋市立小中学校に所属する県費負担教職員)

### (2) 調査グループの設置

職員からの公益通報を処理するために行橋市教育委員会教育総務課指導室に調査グループを置く。調査グループの責任者は指導室長とし、調査グループは、指導室(指導係)の職員で構成する。

### (3) 公益通報の対象行為

職員は、職務遂行に当たっての職員の行為に関し、以下に該当するものがあると思うときは、教育長に対し公益通報を行うことができる。通報に際しては、公益通報書(別添様式第1号)を使用する。

- ① 法令(行橋市の条例、規則等を含む。)に違反し、又は違反するおそれがある行為
- ② 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれがある行為(前号に該当する行為を除く。)
- ③ 福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)に違反し、又は違反するおそれがある行為
- ④ 前3号のほか職務遂行に当たっての不当な行為  
(例)・地方公務員法に抵触する行為(服務違反行為等)
  - ・公金の横領
  - ・金品の強要、収賄
  - ・公印文書偽造及び不正使用

### (4) 通報案件に係るフローチャート

- ① 職員からの通報
- ② 受理・不受理の決定  
調査グループが、通報の内容(不正な目的でないか等)を確認し、受理・不受理を決定する。その後、決定結果を受理(不受理)決定通知書(別添様式第3号)により通報職員へ通知する。
- ③ 通報概要の報告  
調査グループは、受理した通報の概要について、通報報告書(別添様式第2号)により教育長へ報告する。
- ④ 調査の指示  
教育長は、通報案件について調査の必要がある場合は、調査グルー

プに調査の開始を指示する。

⑤ 調査の実施

調査の指示を受けた調査グループは、調査を実施する。また必要に応じて、関係機関等の書類、帳簿等を閲覧し、関係職員に説明又は資料の提出を求めることがある。

⑥ 調査結果の報告

調査グループは、調査終了後、職務遂行上の違法行為等の存否を含めた調査結果について、調査結果報告書（別添様式第4号）により教育長へ報告する。

⑦ 是正措置

調査の結果、通報案件が事実であると判明した場合は、教育長は、関係職員に対して指導上の措置その他の適切な措置を講ずるとともに、再発防止のために必要な措置を講ずる。

また、職員が自ら関与している行為について通報した場合の当該職員に対する指導上の措置は、特別に配慮することもある。

⑧ 調査結果等の報告

調査グループは、調査の結果及び実施した指導上の措置の内容を、公益通報報告書（別添様式第5号）により通報職員へ報告する。

(5) 処理終了後のフォローアップ

① 通報職員の保護

正当な公益通報を行った職員は、そのことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。万が一不利益な取扱いを受けた場合は、教育長に申し出ることができる。

申し出た内容が事実であったときは、教育長は、その改善又は防止のために必要な措置を講ずる。

(参考) 不利益な取扱いとは？

免職、停職、減給、戒告等の懲戒処分その他、

- ・懲戒処分に該当しない訓告、厳重注意、自宅待機命令
- ・不利益な配置の変更など人事上の差別的な取扱い
- ・退職の強要
- ・仕事を与えないこと
- ・専ら雑務に従事させるなど就業環境を害すること

等の事実上の行為も含まれる。

② 制度の運用状況の報告

教育長は、通報件数及び主な内容等について、前年度の運用状況を、適宜、行橋市教育委員会へ報告する。